

市・県民税の申告該当者

25年1月1日現在、市内に居住している方で、次に該当する方は、市・県民税の申告が必要です。収入がゼロでも申告が必要な場合があります。ただし、確定申告書を提出した方を除きます。

- ①給与所得者（サラリーマンなど）で、昨年中の給与所得以外の所得（不動産所得や雑所得、農業所得など）の合計額が20万円以下の方
- ②公的年金等に係る雑所得があり、その収入金額が400万円以下の方で、昨年中の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ③土地や家屋を売った方で、所得税の所得控除や特例を受けて所得が残らない方
- ④昨年中の所得が所得税の所得控除の合計額より少ない方

⑤昨年中に収入が全くなかった方で、税金上、誰の扶養にも入っていない方

※市・県民税の申告をしないと所得証明書などが発行されない場合がありますので、必ず申告してください。障害者、寡婦（夫）、未成年者など一定要件に該当する方は、市・県民税が非課税になる場合がありますので申告してください。

＜市・県民税の申告に必要なもの＞

印鑑、給与の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料）や生命保険料・地震保険料などの支払額証明書、障害者手帳（障害者控除用）、医療費の領収書（医療費控除用）など
 ※昨年の申告書・収支内訳書の控えを持参ください。

出張申告相談

■開設時間

午前9時～11時30分、午後1時～4時（佐久島開発総合センターのみ午前10時～11時30分）
 ※混雑状況によって午前の受け付けを早めに終了する場合があります。

期 日	場 所
2月5日(火)	室場ふれあいセンター（2階）
6日(水)	三和ふれあいセンター（2階）
7日(木)	西野町ふれあいセンター（1階）
8日(金)	米津ふれあいセンター（1階）
12日(火)	J A西三河 本店（5階）
13日(水)	J A西三河 平東支店（2階）
14日(木)	西尾勤労会館（1階）
15日(金)	寺津ふれあいセンター（1階）
18日(月)・19日(火)	幡豆いきいきセンター（2階）
20日(水)～22日(金)	一色健康センター（1階）
26日(火)～28日(木)	吉良町公民館（3階）
3月4日(月)	佐久島開発総合センター

ご注意ください

過年度申告、青色申告、分離課税申告（譲渡所得、退職所得など）、損失申告、住宅ローン控除、雑損控除などの確定申告書は受け付けできません。

なお、事業所得や不動産所得の申告をする方は、収支内訳書を作成の上、お越しくください。

申告書などの発送時期

■市役所から発送するもの

- 市・県民税の申告書…1月中旬
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ…1月下旬

■税務署から発送するもの

- 所得税の確定申告書、または「確定申告のお知らせ」の案内はがき…1月下旬～2月上旬
- ※申告の際にご持参ください。手書き用の確定申告書、収支内訳書などが必要な方は税務署へ。

■日本年金機構（旧社会保険庁）から発送するもの

- 公的年金等の源泉徴収票…1月中
- ※年金基金などの源泉徴収票は各加入団体から発送されます。発送日は各加入団体へお問い合わせ

してください。

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書…昨年11月に発送済み

※国民年金保険料の納付済額と公的年金等の源泉徴収票が発送されたかどうかの確認は、刈谷年金事務所（☎0566・21・2115）へ。昨年10月1日以降に初めて国民年金保険料を納付した方には、1月下旬に発送されます。

■その他

給与の源泉徴収票は勤務先から、生命保険料や地震保険料の支払証明書は各加入会社から発行されます。発行日は、勤務先または各加入会社へお問い合わせください。

外国人の方へ

日本語の不自由な外国人の方でも申告できるように、今年は場所を変更し、J A西三河事務センターにおいてポルトガル語の通訳者を配置し申告の相談を行います。

日時 2月12日(火) 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

※外国人相談については本年までとし、来年以降は実施しませんので、ご了承ください。

その他

◇住宅ローン控除額を引ききれなかった方へ

所得税の住宅ローン控除可能額が所得税額を上回って控除しきれなくなる場合、その金額を翌年度の市・県民税（所得割）から控除することができます。

対象 平成11～18、21～25年の入居者

控除額 次のいずれか少ない額が翌年度の市・県民税から控除されます。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額

②所得税の課税総所得金額に5%を乗じた金額（上限97,500円）

申告期限 3月15日(金)

申告方法 市への申告は不要です。勤務先の年末調整または確定申告により「住宅ローン控除」の申告をしてください。ただし、24年中に入居した方については、住宅ローン控除適用初年度のため、年末調整での控除は受けられません。所得税の確定申告により税務署へ提出してください。

確定申告について

■確定申告の該当者

- 給与所得者であり①給与所得が2,000万円を超えている方 ②1か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方 ③2か所以上から給与を受けている方で、年末調整を受けない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 事業所得、不動産所得、不動産や株式の譲渡所得がある場合、所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多い方
- 公的年金等に係る雑所得の金額が所得控除の合計額より多い方

※他にも確定申告が必要な場合や、還付申告の方も申告の必要があります。

■確定申告に必要なもの

印鑑、確定申告書、所得金額を算定する基となるもの（源泉徴収票など）、所得控除を受けるために必要な書類など、社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介

護保険料）や生命保険料・地震保険料などの支払額証明書、医療費の領収書（医療費控除用）、本人名義の預金通帳、確定申告お知らせはがきなど

■確定申告期限と納期限

所得税・贈与税 3月15日(金)

個人事業者の消費税・地方消費税 4月1日(月)

その他 納税は、振替納税・電子納税をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納税してください。口座振替の場合、申告所得税は4月22日(月)、個人事業者の消費税・地方消費税は4月24日(水)に引き落としを行いますので、残高をご確認ください。

■休日申告相談

日時 2月24日(水)、3月3日(水) 午前9時～午後5時（混雑時は早めに締め切る場合あり）

場所 刈谷税務署（刈谷市若松町）

■e-Taxをご利用ください

国税庁のホームページの確定申告書等作成コーナー（<http://www.nta.go.jp/>）を利用して、自分で確定申告書を作成することができます。

送付・問合せ

■市・県民税の申告書について分からないことなどは、市税務課市民税担当（〒445-8501住所不要／☎65・2124）へ。

■所得税の確定申告・消費税および贈与税について分からないことなどは、西尾税務署（〒445-8602住所不要／☎57・3111）へ。

佐久島クラインガルテン利用者を募集

佐久島クラインガルテンで、農業を中心としたスロライフを満喫してみませんか。

対象 次の①～⑦の全てを満たす方

- ①佐久島に住所を有しない
- ②自ら農園を耕作する（グループ利用可）
- ③共益部分の共同作業に積極的に参加する
- ④年間70日以上農園を利用する（1泊利用は2日とみなす）
- ⑤島民や他の利用者と積極的に交流する
- ⑥島内の各種行事に積極的に参加する
- ⑦同施設に関する条例・規則などを遵守する

施設の位置 一色町佐久島西平地61-1

施設の概要 ▶ラウベ（宿泊施設・10区画）…木造1階建（ロフト・キッチン・バス・トイレ・エアコン、延床面積約53㎡）、駐車スペース、農園約70㎡（冷蔵庫・テレビなどは、利用者で設置）
▶その他…管理棟（談話室・厨房・農機具庫・洗濯室など）、バーベキュー施設、共同農園、ビニ

ールハウス農園など

※管理棟にはコイン式の洗濯機、貸し出し用農機具・草刈機が備えてあります。

利用期間 4月1日～26年3月31日

※5年を超えない範囲で更新可能。

募集区画 2区画

利用料金 年間48万円（光熱水費は利用者負担）

申込期限 1月31日（休）※当日消印有効。

申込・問合せ先 ラウベ等利用許可申請書とアンケート用紙に必要事項を記入の上、利用者の住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）を添えて、直接または郵送で佐久島振興課離島振興担当（☎72・9607 / 一色支所内 / 〒444-0492住所不要）へ。申請書やアンケート用紙は同課に用意。佐久島公式ホームページ（<http://www.japan-net.ne.jp/~be-nten>）からもダウンロードできます。

その他 申込者多数の場合は書類審査と公開抽選により決定し、結果を申込者全員に通知します。

「第三さちかぜ」就航記念乗船者（佐久島1周）を募集

一色～佐久島間で運航している「第二さちかぜ」の老朽化に伴い新造船「第三さちかぜ」を建造し、3月から就航予定です。その就航を記念し、試乗会を開催します。

出港日時 ①2月25日（月）午後1時30分 ②26日（火）午前10時 ③26日（火）午後1時30分

集合場所 佐久島行船のりば

内容 佐久島行船のりばを出港し、佐久島を1周して帰港します。

定員 各70人

参加料 無料

申込期限 2月8日（金）必着。ただし、定員に達しない場合は、申込期限を過ぎても申し込みできます。

申込・問合せ先 往復はがきまたはEメールに住所・氏名・電話番号・参加人数（5人まで）・希望日・希望時間を記入の上、佐久島振興課渡船担当（☎72・9607 / 一色支所内 / 〒444-0492住所不要 / ✉sakushima@city.nishio.lg.jp）へ。申込期間内に定員を超えた場合は抽選。必要事項が明記されていない場合は受け付けできません。

みなとまち1号緑地のインターネット仮予約などの受け付け開始

インターネット抽選申込開始日 2月1日（金）

仮予約開始日 2月2日（土）

施設種類 ▶少年野球場…1面 ▶サッカー場…1面

※照明施設なし。

利用時間 日の出から日没まで

使用料 無料

予約方法 直接総合体育館、中央体育館、鶴城体育館、西尾勤労会館、文化会館へ。予約するには利用者登録が必要です。未登録の方は身分証をお持ちください。

その他 1時間単位で最長連続4時間まで予約できます。

問合せ先 公園緑地課維持管理担当（☎65・2149）

市立図書館分館の図書利用カードを更新します

図書館情報システム統合により、4月1日から市立図書館本館の貸出カードに統一します。

市立図書館分館の図書利用カードを持っている方は、事前に分館で更新の手続きができます。

更新開始日 2月1日(金)

更新場所 (分館) 一色学びの館、吉良図書館、幡豆図書館

その他 更新した貸出カードを本館で利用できるのは、4月1日(月)からです。

問合先 西尾市立図書館 (☎56・6200)



ふれあいセンターフェスティバル

◆西野町ふれあいセンター (☎57・7636)

2月2日(土) 午前9時～午後8時30分	2月3日(日) 午前9時～午後4時
①作品展 (センター利用者と講座受講生、西野町小学校児童、西野町保育園園児など)	⑥作品展 (センター利用者と講座受講生、西野町小学校児童、西野町保育園園児など)
②子ども茶会 (抹茶、煎茶) …午前9時30分～午後0時30分	⑦西尾市三河万歳後援会総会・発表 (公演) …午前9時～9時45分
③西野町小学校総合的学習発表会…午前9時～11時15分	⑧お茶会 (抹茶) …午前9時30分～午後3時
④茶の花会とのふれあい活動…午前9時30分～11時	⑨各サークルの舞台発表…午前9時50分～午後3時
⑤各サークルの舞台発表…午前11時20分～午後3時40分	

▼主なイベントの詳細内容

イベント名	費用	申込方法	その他
②子ども茶会 (抹茶、煎茶)	茶券100円	同センターで販売。当日券もあります	▶運営…サタデープランマツ茶教室、サタデープラン美味しいお茶をどうぞ
⑧お茶会 (抹茶)	茶券150円	同センターで販売。当日券もあります	▶運営…ふれあいセンター茶道クラブ

◆三和ふれあいセンター (☎52・4698)

2月9日(土) 午前9時～午後9時	2月10日(日) 午前9時～午後1時
①作品展 (センター利用団体)	③作品展 (センター利用団体)
②体験講座…下記のとおり	④サークル活動発表会…午前9時30分～午後1時

●②体験講座

対象 市内在住、在勤または在学の16歳以上の方

申込期間 1月20日(日)午前9時～26日(土)午後9時。

ただし、月曜日を除く。

申込方法 費用を持参の上、直接三和ふれあいセン

ターへ。先着順。ただし、申込開始時に定員を超えた場合は抽選。代理人による申し込みはできませんが、1人につき1人分に限り、電話や郵送での申し込みはできません。

その他 申込者が少ないときは開講しない場合あり。

講座名	時間	内容	定員	費用	講師
料理講座を体験しよう	午前10時～11時30分	体にやさしいおやつ (りんごのマフィン、とうふドーナツなど) を作ります	10人	受講料200円 教材費500円	中村清子氏
早春を楽しむガーデンニング	午後1時30分～3時	草花を使って楽しく鉢植えを作ります	24人	受講料200円 教材費1,300円	金澤圭子氏